

昭和二十六年十二月十三日(木曜日)

午前十一時開議

出席委員

委員長 八木 一郎君

委員 江花 静君 堀坂田 英一君

理事 船田 亨二君

天野 公義君

木村 公平君

本多 市郎君

亘 四郎君

深澤 義守君

出席政府委員

内閣官房長官 岡崎 勝男君

委員外の出席者

総理府事務官 堀内 正名君

(大臣官房財閥
役員審査課長)

総理府事務官 鈴木 政勝君

(新聞出版用
紙制当局長)

専門員 小關 紹夫君

専門員 小關 紹夫君

専門員 小關 紹夫君

専門員 小關 紹夫君

専門員 小關 紹夫君

専門員 小關 紹夫君

専門員 小關 紹夫君

専門員 小關 紹夫君

専門員 小關 紹夫君

専門員 小關 紹夫君

専門員 小關 紹夫君

専門員 小關 紹夫君

専門員 小關 紹夫君

専門員 小關 紹夫君

専門員 小關 紹夫君

専門員 小關 紹夫君

専門員 小關 紹夫君

専門員 小關 紹夫君

専門員 小關 紹夫君

専門員 小關 紹夫君

専門員 小關 紹夫君

同日

深澤義守君、天野公義君、平島良一君及び亘四郎君辭任につき、その補欠として今野武雄君、平澤長吉君、田中萬逸君及び井上知治君が議長の指名で委員に選任された。

本日、の会議に付した事件
財閥同族支配力排除法を廃止する法律案(内閣提出第一号)
新聞出版用紙の割当に関する法律を廃止する法律案(内閣提出第二号)

○八木委員長 これより会議を開きます。

議事に入り、まず前に、一言お許しを得てごあいさつ申し上げます。昨日の衆議院におきまして、不肖私が入閣委員長の重責を汚すことに相なりまして、もとより未熟な者でございまして、不なれな点が多いことと思ひますが、これから委員各位の絶大な御協力によりまして、大過なくその職責を全ういたしたいとお願ひするものであります。何とぞ格別の御協力のほどをお願い申し上げます。どうぞよろしくお願ひいたします。(拍手)

○八木委員長 これより財閥同族支配力排除法を廃止する法律案、及び新聞出版用紙の割当に関する法律を廃止する法律案を一括議題といたし、質疑を行います。質疑の通告がありますから、これを許します。深澤義守君。

○深澤委員 財閥同族支配力排除法を廃止する法律案につきまして、若干の質問をいたしたいと思ひのであります。

財閥が戦争の原動力であり、推進力であり、また背後における立案者であつたという意味において、大東亜戦争終戦と同時に、この解体が強力に推し進められたのであります。その見地からこの法案が立案、制定、実施されたことは、これは申すまでもないことであつた。そこで私は、この法律の趣旨を官房長官にこの際お聞きしたいのであります。これはボツダム宣言の第六項にもありますように、戦争を遂行した者並びにその勢力は永久にこれを排除するべきである、こういう見地から、こういうような勢力に対する解体並びに排除の処置がとられたと思ひのであります。従つてその戦争の当時において存在しておつた財閥は、もちろんのこと、その後においても日本における経済力集中の形は、厳格に永久に排除するべきであるという見地から、この法案が立案され、実施されたわけ、これは解しておるものであります。この法律の趣旨というもののについて、私はもう一度官房長官から明確な御答弁をお伺ひしたいと思ひのであります。

○岡崎政府委員 この法律は、一つはむろん戦争に直接間接関係があつたと思はれた点からであり、もう一つは、経済の民主化という点をねらつてつくられたものと思ひます。そこでこの法律によりまして、すでにすべての過去の財閥は解体され、財産の処分も終り、人的の連鎖も断たれておりますので、すでにこの目的は十分達したと認められるのであります。そこで今ちよつと今後におけるというようなことを言われましたが、今後の問題は、戦争を計画するとか何とかいうようなことは、もうあり得ないといわれ、確信しております。ただ経済民主化というような点からいって、考慮を要する点もあると考えておりますが、これにつきましても、私的独占禁止法その他一連の経済法規がありまして、これによつて十分今後における目的を達し得ると考えておるわけであります。

○深澤委員 もちろん財閥の解体が、経済の民主化という見地から行われ、それから戦争責任というものの追究から行われておるのであります。経済の集中というものが、常に戦争を組み立てる背景になつておるといふことは、これはもう資本主義社会における通説でありまして、これは一九四八年二月一日付、マッカーサー元帥がアメリカ上院議員マクマホン氏に宛ててある書簡の中にも、その第二項に、経済力の集中が、戦争の暴力を組み立てる中核をなしたばかりでなく、その指導者たちが、軍閥と協力して戦争と征服の方向に国民の意思を形成した、こういうふうに明快に言われておる。従つてどういふ形におきましても、経済の集中あるいは独占という形が、戦争を組織する背景になるといふことは、もう洋の東西を問はずこれは明らかであります。従つて日本の民主化

と、日本が再び戦争への傾向をなくするためには、徹底的に経済の集中が排除されなければならぬといふことが、この法律の趣旨であるといわれ、これは考へるのであります。従つて戦争中の財閥が形式的にこれは解体されたと言われておりますが、われわれはそれは解明することができないのであります。なぜならば、旧財閥は一応細分され、あるいは人的な重要メンバーの人々は追放されておるといふような形になりまして、それとのつながり、あるいはその組織の中にあつて、相当のポストを持つておつた人々が、分散された会社や、あるいは企業体の指導者となつておることは、これは明らかであります。従つて政府がすでにその目的が達成されたといふことは、これは、まことにわれわれは事実と相反することはなはだ遠いという感じを持つておる。この目的が、人的な上からも、あるいは資本の面からも、完成されたといふぐあい、真剣に政府はお考えになつておるのかどうか。その点をもう一べん明確にお聞きしたいと思ひます。

○岡崎政府委員 私とあなたとは意見がどうも違ふようであります。われわれはもう確実に、しかも明確に、財閥は解体され、この法律の目的は達成されたと考えております。

○深澤委員 政府は私的独占禁止法の廃止をも総司令部に要請されたかのごとくにわれわれは聞いておりますが、しかし総司令部はこれを拒否した。そ

ういうこと自体の中に、まだ日本の経済の独占形態が十分に整理されていなくて、政府はこの私的独占禁止法等があるからよろしいと言われているが、しかしこの法律さえも廃止しようとして、総司令部に要請されたということをおかれ／＼は聞いております。その点はどうですか。

○岡崎政府委員 あなたの間違いであります。

○深澤委員 それでは私は財閥解体の実情について、さらにもう少しお聞きしたいのでありますが、この集中排除法によりまして指定された会社が相当たくさんあるのではありませんか、そのうち、もちろん十五の大コンツェルンに相当する会社はこれにすでに解体されております。その後において八十一社に対してまた指定をしておりますが、その八十一社のうち、わずかに二十四社が取引行為の停止があつただけで、五十数社というものはそのまま取残されて、以前と同じような業態を続けておるといふ事情があるやにわれ／＼は聞いておるのでありますが、この点はどういうふうに整理されておりますか。私はその意味で、昨日も詳しい資料の要求をしたのでありますが、それに相当する資料をいただいておりますので、その点の御説明をひとつお願いしたいと思います。

○岡崎政府委員 これは説明員から詳細に説明いたします。

○堀内説明員 集中排除の関係は、この法律とちよつと関係がないのでございます。

○深澤委員 それでは十大財閥というものの解体の事情であります。この十大財閥というものがどのようによに解体されておるか、その具体的な実情を、この資料ではどうも漠然としてわかりにくいのでありますが、できる限り詳細に説明していただきたいと思います。

○堀内説明員 資本の面からする財閥の解体というものは、持株会社整理委員会の任務でございます。この財閥同族支配力排除法の目的とするところは、十大財閥の人的結合を切り離す、そういうことが目的でございます。そのようにしてその法律を施行したかというところは、大体ただいま差上げました報告書でおわかりのことと思いますが、いかがでございますでしょうか。

○深澤委員 私は今こゝへ来て資料をいただいたのであります。従つてまだ熟慮をしないのであります。それから、十分に納得し得るようによに御説明願いたいと思ひます。

○堀内説明員 十大財閥の財閥指定者の同籍者及びその十代財閥の財閥会社との主要な旧役員を排除しまして、十大財閥の人的結合を切り離すということが、この法律の目的でございます。しかしながらこの法律には免除規定がないと信ずる者は、内閣総理大臣に対して財閥関係役員に該当しないことの承認の申請をすることが規定されております。それに基づきまして、財閥関係役員に該当しないことの承認を申請した者が、この法律施行以来七百四十一件、そのうち承認されたものが六百九十一件、不承認または却下になつたものが五十件でございます。これはもちろん承認の申請をした者は、きわめて地位が軽かつた者でありまして、この

法律についてありますところの財閥の形成に重大な寄与をしていなかつたと認定された結果、承認されたものでございます。その他の清算人が財閥関係役員であつても、総理大臣の承認があれば、清算会社の清算人に留任または就任できるといふ規定がございます。それが、それに関して承認を申請した者が通算して九十七件でございます。このうち承認が九十三件、不承認が四件となつております。それからこの財閥会社が企業再建整備によつて第二会社を設立した場合は、その会社が前会社の承認会社であるかどうかというところを認定し指定する必要があるもので、それに関して各承認会社は承認会社であるかどうかという指定の申請をしなければならぬのであります。この指定の申請をしたものが通算しまして百三十一件、うち指定が百十六件、また不指定が十七件となつております。

また自分の会社は財閥会社に指定されておるか、異議がある。こういつたわけから異議申立をしたものが四十件でありまして、そのうち十九件は承認されております。これらの申請のうち、本法律が目的としていふ人的結合の切離しに最も重大な関係のある財閥関係役員個人の申請というものは、この法律ができたとき現に財閥会社またはその関係会社の職にあつた者は、ただちに三十日以内に承認の申請をしななければならないという規定がありまして、また現職を離れている者は、随時必要に応じて財閥関係役員でないといふ承認の申請をすることができるといふことになつております。これらの申請は、本法律ができましたのは、昭和二十三年一月七日でありまして、また

ま現職にあつた者の数はきめて多く、それらの人々の申請は昭和二十三年中に全部終了いたしました。二十四年以來といふものは、そのような申請は急激に減少して来たのでございます。そして本年の上半期になりましたら、それらの申請はもうほとんどなくなつて来たやうな状況であります。自分は財閥関係役員に該当していないといふことの承認の申請がこれによに漸次非常に減少して来た理由は、財閥関係役員といふものが旧会社へ復帰する可能性及び機会といふものが、非常に少なくなつて来たといふことを物語つておるものであります。またそれが事実原因であります。このことは従つて将来そういう人々によつて財閥が人的な面から復活するといふやうな懸念はないといふことを証立するものと私たち

は解釈しております。それから財閥関係役員がなせ旧会社に復帰することが困難かと言いますと、この法律によつて財閥関係役員に該当しておる人たちは、おおよそ終戦前の役員でありまして、すでに年齢的におよそ五十歳以上の人たちが非常に多かつたのであります。もしこの法律によつて排除されなくても、また会社によつては停年制といふやうなものを定めておりますが、そういう制度がなくなつても、この法律ができてからすでに今日三年以上を経過しておりますし、漸次自然退職するやうな運命になつた人々だと思ひまして、こういつた年齢の点からいふても、再び財閥会社に返り咲くといふやうなことは、われ／＼の承知する限りでは、それら御本人もはやあまり希望しませんが、また会社方面でもこれを迎え入れるといふやうな意向が

に困難と感ぜられます。また財閥関係役員の中には、旧財閥の資本を背景として就任したものが多かったことは、御承知の通りであります。前にも官房長官から御説明のありました通り、財閥の解体は資本の面でも非常に強力となつておりました。従つてそれを背景として再び会社に復帰するといふようなことは考えられない。今日こそ復讐の可能性といふようなものも多分に少なくなつてゐるのではないかと考えられます。これはもちろん一般論でありまして、旧役員が再び財閥会社に復帰して、その首脳部に返り咲くとか、あるいは最近の例で申しましても、会長になるとか、相談役になるとかといふようなことがございますが、これは一部情誼に基いたものもあるかもしれませんが、大体はその人個人の實力、すなわちその人がその会社に必要に非常に優秀な技術を持つてゐるとか、またはたまたまその会社が経営困難になつてゐたような場合に、経営の才能が優秀であるといふ点を買われて入つて来るというやうな場合でありまして、旧財閥とのつながりとか、因縁といつたものから復帰するものではないと考えられます。

○八木委員長 説明員の方に申し上げますが、まだ説明が相当ございますか。簡潔に要領よくお願いいたします。

○堀内説明員 もしそのような場合があつたといはしても、これはその会社が発展するために、ひいては日本の経済再建というものがうまく行くために、むしろ望ましいことではないかとわれ／＼は考えております。以上であります。

○深澤委員 ただいまの説明では、單に旧財閥の主要役員という、個人を問題として考えられてゐるようでありまして、相当年輩の、旧財閥に關係した個人個人が、日本の経済界から引退してゐるという事實は、これは概括的に認めることができると思ひます。しかしそこに問題があるのではないと私は思ふのです。財閥の事業の形成維持に強力な寄与をした人的結合を切り離す目的は、財閥といふものの日本経済における支配力をなくするといふことが根本の問題であると思ひます。従つてそういう老朽の個人々々は、その経済機構から排除されたといはしましては、依然としてその支配力といふものはあるのであります。單に縁故関係とか情誼関係とかいふものの観点から現在の役員や現在の経済機構が、そういうものの支配を受けてゐないといふ観点は、これはまことに形式にすぎないと思ひます。これは考慮するものであります。そこで官房長官に私はお伺ひしたいのであります。現在の日本に三井系とか、三菱系とか、あるいは安田、住友といふやうな、旧財閥の勢力が依然として支配的な力を持つてゐるというところは、これは経済雑誌等を見て、世間周知の事實であります。こういう点に關しまして官房長官はどういうふうに考えられておるか。單に人的な整理を行つたから、すでに財閥は日本では解体されたといふやうに考へることには、まことに形式的であつて、日本の経済の實情といふものと全然食い違つておるというやうに考へるのであります。そういう点は官房長官はどういうやうに考へられておられますか。

○岡崎政府委員 私は先ほど言ひましたように、財閥は資本の面から人的の面から、すでにその実体を失つておると考へております。そこでたとへば財閥の会社に働いておつた人たちが新しい会社を興して仕事をすることには、これは財閥の支配力を継承するのではなくて、今までの経験を生かして同じかまの飯を食つた者が一緒に働くといふことであつて、何らさしつかえないと思つております。また財閥の、たとえば三井のトレード・マークといふものを使うといふことは、世界各國に売り込んでおる商標でありますから、これを使うことも一向さしつかえないと考へております。要するに新しい組織で新しい企業を興すことは一向さしつかえない、こう思つております。

○深澤委員 それでは私は具体的な例をもつてお伺ひしたいのであります。たとえば、今日日本の経済の支配は、大抵銀行が支配の中心になつてゐると思ひます。大抵日本の金融支配は十一大銀行がこれを行つてゐる。全日本の銀行の貸出しの大体五五％をこの十一大銀行が占めておる。その十一大銀行の中に、現在の富士銀行は旧安田銀行である。現在の千代田銀行は三菱銀行である。大阪銀行は住友銀行である。帝國銀行は三井銀行であるといふやうに、これは何人も否定することのできない事實であります。こういうものが現在の日本の経済の中心に支配力を握つてゐるわけでございます。もちろんそのメンバーは昔のメンバーとは違つておられますが、依然としてやうやう三井系、三菱系、安田系、住友系といふものが支配しておるのであります。こういう観点は、これは経済の事情を知つてゐる者には常識でありまして、これでもつてなおかつ日本の財閥は解体され、日本の経済の支配力の中に財閥の勢力がないといふ考へ方は、およそこれは実情と反する考へ方であるといふやうに私は思ふのであります。銀行一つの例をもつても、財閥が支配してゐるのは明らかな事實であります。こういう点は、どういふやうに考へておられますか。

○岡崎政府委員 私は今申しした通り、財閥といふのは、たとえば住友一家の支配しておる住友コンツエルンといふものがあるとするれば、その住友一家の支配力をなくすることが根本であつて、元住友において働いた人たちが新しい形態において新しい事業をやることを何ら妨げるものではありません。なおかつこの一般論をお聞きになりました。今議題になつておる財閥同族支配力排除法といふこの法律は十大財閥の同業者とそれから主要な役員を排除して、その人的結合を切り離すといふことが目的でありまして、その一般論と今議題になつてゐる法律の内容とをいささか趣を異にしておるのであつて、ただいまのところは財閥同族支配力排除法が議題となつておりますから、これについてのみ御審議をお願いしたいと思います。

○深澤委員 もちろんやういふ形式的なこととはわかるのであります。しかしながらその人的結合を切り離すといふところに重点が置かれておるのであります。その前段にある財閥の事業の形成維持に有力な寄与をした人的結合を切り離すことと、それから財閥の事業の形成維持を解体するところに目的があると思ふ。そのために人的結合を切り離すのだといふことでありますから、單に個人々々の人的結合を切り離されたからといつて、財閥の事業の形成維持といふこの事實をわれ／＼は解体しなければならぬといふところに、この法案の趣旨があるといふやうに考へます。この趣旨がゆえに、あえて私は日本経済の民主化のためには、この財閥同族支配力排除法と私的独占禁止法、この二つが武器として活用されなくてはならぬ。その活用が十分行われていない。あまり実情に即さない考へ方と認識を政府は持つておられるといふことを私は追究しておるのであります。先ほど人的結合の問題について審査課の方から御説明がありました。人的結合を切り離すといふことであります。これを、これは單に競争中の財閥の主要役員、こういう者を経済機構の中から排除するといふところに重点が置かれて行われたやうであります。財閥の中にあつて相當のポストを持つておつた者が、分散された会社の社長とかあるいは常務とかいふ立場にあり、そして排除された人々への支配といふか、あるいは連絡といふか、そういうものを持つておることは、これはいふまでもない事實であります。たとへば三井物産等の解体を見まして、現在は幾つかの会社に分散されております。ところがその分散された会社の主要役員は、先の業務部長であるとか、あるいは総務部長であるとか、あるいはやうな人々が、やういふ分散された会社に依然として支配力を持つておるわけでありまして、やういふものをわれ／＼は十分に検討し、あるいは結合をなくして行かなければ、この法律のいわゆる人的結合を切り離すとい

う趣旨を十分実現したということにはならないと思つております。その人的結合の問題は、單に旧財閥の主要の役員を経済機構から切り離したというだけで、人的結合は十分に切り離すことができたというふうに解釈することは、まことに安易な考えに過ぎると思つております。そういう点はどうかうぐあいに考えられておりますか。

○岡崎政府委員 これは法律でありまして、法律の命するところに従つて總理府の中の關係の職員が仕事をいたすのであります。他方においては基本的人権を尊重するということもありまして、そうむやみにだれでもかれでも仕事をさせずに追つぱらつてしまつていうわけに参りません。法律に従つて法律の認める範囲内でしか仕事はできないのであります。現実にはその仕事をずつとやつて来たところが、本年になつてから審査課に対する承認の申請等はほとんどなくなつてしまつて、審査課は事実上何も仕事をしない状況になつておるのでありますから、この法律を廃止して審査課をやめる、これは當然のことだと思つております。

○深澤委員 私は審査課をやめるといふ問題を言つておるのではなくして、こういう法律全般が廃止されるということ、まだ日本の財閥に基礎を置く勢力が完全に駆逐されてないから、現在の事情に應じてさらにこの法律の改正をやるといふ問題ならともかくも、全然なくするといふことはまことに安易な考えにすぎないであつて、現在財閥の流れをくみ、あるいは財閥の支配力がまだ残つておる勢力が、日本の経済界に大きな力を持つておるのではないか、こういう点からこの法案

自体をもつと改正して、そうして法案のほんとうの趣旨である日本の財閥あるいは独占集中支配の力を解体する。それでなければ真の経済の民主化ということは行われぬという見地から、われわれはこういう主張をしておるのであります。

そこで私はなお質問したいのであります。……

○八木委員 深澤君に申し上げますが、御意見は御意見として、御質疑の点がまだ相当ございますか。御質疑の点を簡潔に御進行願います。

○深澤委員 そこで先ほどの説明にもあつたのであります。財閥關係役員に該当しないという承認申請が七百四十一件あつた、こういう御説明であります。大體財閥關係役員に該当する指定した総数はどのくらいあつたのでありますか。

○堀内説明員 ただいまの御質問の財閥關係役員は生存者の該当總数が三千二百三十七名でございます。このうち承認されました六百九十一名を除きましたものが、いわゆる不承認になつた五十名とともに潜在該当者となつておるのでございます。

○深澤委員 「十大財閥の同籍者及び主要な旧役員」といふことになつておりますが、これは同籍者をも含むのですか。

○堀内説明員 同籍者を含んでございます。同籍者の数は十大財閥で二百五十二名になつております。

○深澤委員 それから解体されて企業再建整備によつて承継会社が出たのです。その承継会社はどのくらいあるのか、承継会社として出て来たのですか。

○堀内説明員 承継会社は百十六社でございます。

○深澤委員 どうも具体的にわからぬのであります。たとえば三井物産はやはり財閥の経済機構として指定されたのです。その三井物産はどういうぐあいに人的結合が切り離され、それが解体され、どういうぐあいに再建整備によつて承継会社が出たか、そういう一つの具体的な例を説明していただければ了解するにいいのです。

○堀内説明員 三井物産、三菱商事、この二つは全然別個の政令によつて拘束されておりました。この法律とは關係がございせん。従つて三井物産系の第二会社というものはこの法律では承継会社になつておりません。

○深澤委員 それでは何でもよろしゅうございますから、この十大財閥の会社のうち一つの例をとつて、こういうぐあいに人的結合が切り離され、こういうぐあいに再建され、こういうぐあいに承継会社が出たのだという一つの例を御説明願ひたいと思つております。

○八木委員 深澤委員に申し上げますが、御質問の点は相當広範圍な調べを要するに思われますが、後刻ではいけませんか。

○深澤委員 この点は私は昨日の資料要求の場合に、そういうものが具体的に明らかにされて、そうしてこの法律がこういうぐあいに具体的に処理されただと、この法律の廃止に對してわれわれは審議ができるという考えで要求した。ただこういう程度の資料では、この重大な法案がいかに実施され、そうしてこれを廃止してもよろしいという了解がでないものであります。そういう点で私は本日の資料は、そういうものも具体的に示されておる資料がおあ

りになるというふうに考えておつたのであります。まことに漠然たるものであります。了解に苦しみますがゆゑに、そういう質問をするのであります。だから私は最大限歩をいたしまして、一つの例でもいいから具体的に説明してもらいたい、こういうわけでありまして。それが了解できなければもうこの法案はよろしいんだということが理解できないので、できずならば一つの例でも御説明願ひたいのであります。

○堀内説明員 たとえば住友の井華鋳業株式会社、これが四つの第二会社にわかれまして、別子鋳業、別子百貨店、別子建設、井華鋳業、井華百貨店の名前が前の通りであります。この四つにわかれまして、それらの四つはいずれも承継会社に指定されました。これには住友系の財閥關係役員は就職できないことになつております。

○岡崎政府委員 ちよつと補足して御説明申し上げますが、深澤君はいろいろものを一緒に考へておられるようですが、財閥關係の各種の法令は大部分がポツダム政令で出ておるのであります。これがただ一つ法律で出ておる。そこで主として人的のつながりを切り離すものはこの法律で出ております。そのほかの財的の分割その他いろいろの支配力の排除をするのは政令で出ておるのであります。ところがその他のものは全部もう仕事を終了したと認められまして、ポツダム政令は司令部で承してこれを廃止することにいたしました。すでに廃止しておる。従つてその主たる仕事をいたしました特殊整理委員会もすでに廃止されておる。そこで法律だけは、これは国会を通さ

なければなりませんから、今まで廃止されずに来たのであつて、その關係上これだけ一つ取残されておるのであります。そこでこの法律の審議を願つておるのであつて、今、説明員にお聞きになつたようないろいろな点は、特殊整理委員会の仕事であつて、政令でもつて行われ、すでにその政令が廃止されて、もう仕事が終わったということになつております。そこで今御審議願ひたいのは人的の問題にとどまつて、これだけ残つておるから不公平だ、こういうのであります。そこで政府委員にいろいろお聞きになりました。それは特殊整理委員会の方の人でも呼んで来ないと、詳細なことは出ない。

○深澤委員 私はこの際、もちろん今の法律技術的に官房長官の言うことはわかるのです。そういう意味においては、この法律を整理しなければならぬということも、よくわかるのです。しかし問題は、先ほどから私が申し上げているように、そういう政令がもう廃止され、特殊整理委員会なくなつた。そのしてこれもなくするのだという、その法律技術上の問題はわかるのであります。そこでこの提案理由の説明にもありますように、資本の面から言つても、人的の面から言つても、経済の民主化ができたんだ、それによつて財閥の解体はできたんだというぐあいに言われておるけれども、たとえば日本の経済界を見ても、紡績關係を見ましても、これはもう十ぐらゐの紡績会社が日本の紡績の部門の九割を握つておる。その中に三井系三菱系という有力な商社が重要な地位を占めておる。また人種を見ても製紙を見ても漸次そういう形において財閥系の資本が独占的

なればならぬから、今までは廃止されずに来たのであつて、その關係上これだけ一つ取残されておるのであります。そこでこの法律の審議を願つておるのであつて、今、説明員にお聞きになつたようないろいろな点は、特殊整理委員会の仕事であつて、政令でもつて行われ、すでにその政令が廃止されて、もう仕事が終わったということになつております。そこで今御審議願ひたいのは人的の問題にとどまつて、これだけ残つておるから不公平だ、こういうのであります。そこで政府委員にいろいろお聞きになりました。それは特殊整理委員会の方の人でも呼んで来ないと、詳細なことは出ない。

○深澤委員 私はこの際、もちろん今の法律技術的に官房長官の言うことはわかるのです。そういう意味においては、この法律を整理しなければならぬということも、よくわかるのです。しかし問題は、先ほどから私が申し上げているように、そういう政令がもう廃止され、特殊整理委員会なくなつた。そのしてこれもなくするのだという、その法律技術上の問題はわかるのであります。そこでこの提案理由の説明にもありますように、資本の面から言つても、人的の面から言つても、経済の民主化ができたんだ、それによつて財閥の解体はできたんだというぐあいに言われておるけれども、たとえば日本の経済界を見ても、紡績關係を見ましても、これはもう十ぐらゐの紡績会社が日本の紡績の部門の九割を握つておる。その中に三井系三菱系という有力な商社が重要な地位を占めておる。また人種を見ても製紙を見ても漸次そういう形において財閥系の資本が独占的

なればならぬから、今までは廃止されずに来たのであつて、その關係上これだけ一つ取残されておるのであります。そこでこの法律の審議を願つておるのであつて、今、説明員にお聞きになつたようないろいろな点は、特殊整理委員会の仕事であつて、政令でもつて行われ、すでにその政令が廃止されて、もう仕事が終わったということになつております。そこで今御審議願ひたいのは人的の問題にとどまつて、これだけ残つておるから不公平だ、こういうのであります。そこで政府委員にいろいろお聞きになりました。それは特殊整理委員会の方の人でも呼んで来ないと、詳細なことは出ない。

○深澤委員 私はこの際、もちろん今の法律技術的に官房長官の言うことはわかるのです。そういう意味においては、この法律を整理しなければならぬということも、よくわかるのです。しかし問題は、先ほどから私が申し上げているように、そういう政令がもう廃止され、特殊整理委員会なくなつた。そのしてこれもなくするのだという、その法律技術上の問題はわかるのであります。そこでこの提案理由の説明にもありますように、資本の面から言つても、人的の面から言つても、経済の民主化ができたんだ、それによつて財閥の解体はできたんだというぐあいに言われておるけれども、たとえば日本の経済界を見ても、紡績關係を見ましても、これはもう十ぐらゐの紡績会社が日本の紡績の部門の九割を握つておる。その中に三井系三菱系という有力な商社が重要な地位を占めておる。また人種を見ても製紙を見ても漸次そういう形において財閥系の資本が独占的

なればならぬから、今までは廃止されずに来たのであつて、その關係上これだけ一つ取残されておるのであります。そこでこの法律の審議を願つておるのであつて、今、説明員にお聞きになつたようないろいろな点は、特殊整理委員会の仕事であつて、政令でもつて行われ、すでにその政令が廃止されて、もう仕事が終わったということになつております。そこで今御審議願ひたいのは人的の問題にとどまつて、これだけ残つておるから不公平だ、こういうのであります。そこで政府委員にいろいろお聞きになりました。それは特殊整理委員会の方の人でも呼んで来ないと、詳細なことは出ない。

な立場をとつておるということは、これは無視できないのです。そういう事情があるにかかわらず一方においては政令のこういふものがどん／＼廃止されて、そうして政府の方では人的にも資本の面からいっても経済は民主化されているのだ——少しも民主化されていない。むしろ集中と独立はますます高度に逆にもどつたところがあることが実情であつて、どうもこういふものをどん／＼廃止してしまふということと実情と違ふから、その点で私は問題にしておるのであります。そこで私は法律技術上の問題はよくわかりませんが、なか／＼官房長官にお伺いする機会がないので總括的にまずお伺いたします。官房長官は日本の経済の上に、財閥の資本や、あるいはその他

の独占資本が大きな力を持つて日本経済を支配しておるといふ事実をお認めになるのか。あるいは日本の経済はきつめて民主化されて自由競争の中に発展しつゝあるというあなたの風する自由党の自由主義経済の方向が明らかに発展の方向をたどつておるのか、それとも独占のこういふ方向が進んでおるのじやないか、どういふ見解を持つておるのか、この際ひとつお伺いしたい。

○岡崎政府委員 独占も集中も全然ないのであります。財閥の財産はすでに解体されて、もう何ら力がないのであります。これは私は確言いたします。○深澤委員 これは議論になりますからあまり申しません。日本の経済は独占資本の支配下に置かれておることは明らかであります。これは討論の場合には私は明確にしたいと思ひます。

○八木委員長 他に御質疑がなければ、これにて質疑は終了いたしました。ば、これにて質疑は終了いたしました。これより財閥同族支配力排除法を廃止する法律案及び新聞出版用紙の割当に関する法律を廃止する法律案を一括して討論、採決に入ります。

○深澤委員 議事進行について……討論をする場合にまだ十分整理されておらないのであります。一旦休憩をされて、午後には私は討論したいと思ひます。なおあえて強行するならば、私はまず委員会は定員に達しないと思ひます。

○八木委員長 ちよつと速記をやめて。【速記中止】

○八木委員長 速記を始めて。それではこれより討論を行います。討論の通告がありますからこれを許します。深澤義守君。

○深澤委員 ただいま議題になりました財閥同族支配力排除法を廃止する法律案に對しまして、私は日本共産党を代表いたしましてここに反対するものであります。

大體侵略戦争の原動力は、またその組織者は、洋の東西を問はず財閥であります。あるいは独占資本であることは、これは明らかであります。日本の大東亞戦争の原動力もまたこの背後に三井、三菱、住友、安田等の財閥の独占資本があつたことは、何人もこれは否定することのできない事実であります。戦後に於ける日本経済の民主化と日本再建のためには、これらの財閥独占資本の徹底的な排除なしに経済の民主化も、日本の再建も不可能であります。ポツダム宣言の第六項の規定に、日本国国民を世界征服の途に出づるの

過誤を犯さしめたる者の権力及び勢力は、永久に排除されなければならないと言われております。この永久に排除されなければならない勢力の中に、この財閥独占資本があることは明らかであります。この法律が立法、公布されたのも、このポツダム宣言の趣旨を實踐するために立法公布されたものと解釈できるのであります。ところが政府の提案理由によりますと、わが国経済民主化の大眼目であつた財閥の解体は、本年上半期に至つて資本の面からあるいは人の面からも、完全にその目的を達成したと認められるに至つたという見解から、本法律の廃止が行われんとしているのではありません。しかし

はたして日本の財閥が完全に解体され、そうして日本の経済の上から財閥の支配、独占資本の支配といふものが一掃されておるかどうかといふことを考へてみますと、日本の経済の上に旧財閥の流れをくむ勢力が支配的な力を持つて、そうして日本の経済が独占資本の支配下にあるといふことは、これは明らかなる事実であります。この法律あるいは財閥解体の事業が完全に行われずして、むしろ独占資本を温存し、財閥の勢力を温存することに相当の勢力が行われたといふ事実すら、われ／＼は見のがすことができないのであります。特に銀行等の問題を考へてみますと、旧安田銀行が富士銀行となり、あるいはまた千代田銀行は旧三井銀行であり、大阪銀行は旧住友銀行であり、帝國銀行は旧三井銀行であるといふような形で、日本の経済の上に君臨してゐるこの事実を何人も否定することはできないと思ひます。

な日本一般の経済界を見ましては、紡績界は十の大きな三井系あるいは住友系の会社によつて支配されてゐる。人絹界を見ても、そのよう大きな独占資本の勢力が君臨してあります。製紙、石炭、石油、鉄鋼関係を見ましても、そういう独占資本の支配が行われていない事実の一つもないのであります。こういうものに徹底的なメスを加えて、そして経済の民主化をすることこそが、侵襲戦争の禍根を断ち、日本の平和的再建の基礎をつくるものであるといふようにわれ／＼は考へるのであります。こういうことをそのままにしておいて、もはや財閥の解体が行われたといふようなことは、まことにこれはそれ／＼しい認識であると考えるのであります。こういう見地から、むしろ私は本法律は今日の實情に即して改正され、そして財閥の勢力並びに独占資本の勢力を排除する方向に、一般の勢力を進める機会であると考へるにもかかわらず、その逆にこの法律を廃止するといふことに對しましては、わが党といひましては断じて賛成することができないのであります。以上をもちまして本法案に對する私の反対論を終ります。

な日本一般の経済界を見ましては、紡績界は十の大きな三井系あるいは住友系の会社によつて支配されてゐる。人絹界を見ても、そのよう大きな独占資本の勢力が君臨してあります。製紙、石炭、石油、鉄鋼関係を見ましても、そういう独占資本の支配が行われていない事実の一つもないのであります。こういうものに徹底的なメスを加えて、そして経済の民主化をすることこそが、侵襲戦争の禍根を断ち、日本の平和的再建の基礎をつくるものであるといふようにわれ／＼は考へるのであります。こういうことをそのままにしておいて、もはや財閥の解体が行われたといふようなことは、まことにこれはそれ／＼しい認識であると考えるのであります。こういう見地から、むしろ私は本法律は今日の實情に即して改正され、そして財閥の勢力並びに独占資本の勢力を排除する方向に、一般の勢力を進める機会であると考へるにもかかわらず、その逆にこの法律を廃止するといふことに對しましては、わが党といひましては断じて賛成することができないのであります。以上をもちまして本法案に對する私の反対論を終ります。

な日本一般の経済界を見ましては、紡績界は十の大きな三井系あるいは住友系の会社によつて支配されてゐる。人絹界を見ても、そのよう大きな独占資本の勢力が君臨してあります。製紙、石炭、石油、鉄鋼関係を見ましても、そういう独占資本の支配が行われていない事実の一つもないのであります。こういうものに徹底的なメスを加えて、そして経済の民主化をすることこそが、侵襲戦争の禍根を断ち、日本の平和的再建の基礎をつくるものであるといふようにわれ／＼は考へるのであります。こういうことをそのままにしておいて、もはや財閥の解体が行われたといふようなことは、まことにこれはそれ／＼しい認識であると考えるのであります。こういう見地から、むしろ私は本法律は今日の實情に即して改正され、そして財閥の勢力並びに独占資本の勢力を排除する方向に、一般の勢力を進める機会であると考へるにもかかわらず、その逆にこの法律を廃止するといふことに對しましては、わが党といひましては断じて賛成することができないのであります。以上をもちまして本法案に對する私の反対論を終ります。

な日本一般の経済界を見ましては、紡績界は十の大きな三井系あるいは住友系の会社によつて支配されてゐる。人絹界を見ても、そのよう大きな独占資本の勢力が君臨してあります。製紙、石炭、石油、鉄鋼関係を見ましても、そういう独占資本の支配が行われていない事実の一つもないのであります。こういうものに徹底的なメスを加えて、そして経済の民主化をすることこそが、侵襲戦争の禍根を断ち、日本の平和的再建の基礎をつくるものであるといふようにわれ／＼は考へるのであります。こういうことをそのままにしておいて、もはや財閥の解体が行われたといふようなことは、まことにこれはそれ／＼しい認識であると考えるのであります。こういう見地から、むしろ私は本法律は今日の實情に即して改正され、そして財閥の勢力並びに独占資本の勢力を排除する方向に、一般の勢力を進める機会であると考へるにもかかわらず、その逆にこの法律を廃止するといふことに對しましては、わが党といひましては断じて賛成することができないのであります。以上をもちまして本法案に對する私の反対論を終ります。

な日本一般の経済界を見ましては、紡績界は十の大きな三井系あるいは住友系の会社によつて支配されてゐる。人絹界を見ても、そのよう大きな独占資本の勢力が君臨してあります。製紙、石炭、石油、鉄鋼関係を見ましても、そういう独占資本の支配が行われていない事実の一つもないのであります。こういうものに徹底的なメスを加えて、そして経済の民主化をすることこそが、侵襲戦争の禍根を断ち、日本の平和的再建の基礎をつくるものであるといふようにわれ／＼は考へるのであります。こういうことをそのままにしておいて、もはや財閥の解体が行われたといふようなことは、まことにこれはそれ／＼しい認識であると考えるのであります。こういう見地から、むしろ私は本法律は今日の實情に即して改正され、そして財閥の勢力並びに独占資本の勢力を排除する方向に、一般の勢力を進める機会であると考へるにもかかわらず、その逆にこの法律を廃止するといふことに對しましては、わが党といひましては断じて賛成することができないのであります。以上をもちまして本法案に對する私の反対論を終ります。

な日本一般の経済界を見ましては、紡績界は十の大きな三井系あるいは住友系の会社によつて支配されてゐる。人絹界を見ても、そのよう大きな独占資本の勢力が君臨してあります。製紙、石炭、石油、鉄鋼関係を見ましても、そういう独占資本の支配が行われていない事実の一つもないのであります。こういうものに徹底的なメスを加えて、そして経済の民主化をすることこそが、侵襲戦争の禍根を断ち、日本の平和的再建の基礎をつくるものであるといふようにわれ／＼は考へるのであります。こういうことをそのままにしておいて、もはや財閥の解体が行われたといふようなことは、まことにこれはそれ／＼しい認識であると考えるのであります。こういう見地から、むしろ私は本法律は今日の實情に即して改正され、そして財閥の勢力並びに独占資本の勢力を排除する方向に、一般の勢力を進める機会であると考へるにもかかわらず、その逆にこの法律を廃止するといふことに對しましては、わが党といひましては断じて賛成することができないのであります。以上をもちまして本法案に對する私の反対論を終ります。

な日本一般の経済界を見ましては、紡績界は十の大きな三井系あるいは住友系の会社によつて支配されてゐる。人絹界を見ても、そのよう大きな独占資本の勢力が君臨してあります。製紙、石炭、石油、鉄鋼関係を見ましても、そういう独占資本の支配が行われていない事実の一つもないのであります。こういうものに徹底的なメスを加えて、そして経済の民主化をすることこそが、侵襲戦争の禍根を断ち、日本の平和的再建の基礎をつくるものであるといふようにわれ／＼は考へるのであります。こういうことをそのままにしておいて、もはや財閥の解体が行われたといふようなことは、まことにこれはそれ／＼しい認識であると考えるのであります。こういう見地から、むしろ私は本法律は今日の實情に即して改正され、そして財閥の勢力並びに独占資本の勢力を排除する方向に、一般の勢力を進める機会であると考へるにもかかわらず、その逆にこの法律を廃止するといふことに對しましては、わが党といひましては断じて賛成することができないのであります。以上をもちまして本法案に對する私の反対論を終ります。

な日本一般の経済界を見ましては、紡績界は十の大きな三井系あるいは住友系の会社によつて支配されてゐる。人絹界を見ても、そのよう大きな独占資本の勢力が君臨してあります。製紙、石炭、石油、鉄鋼関係を見ましても、そういう独占資本の支配が行われていない事実の一つもないのであります。こういうものに徹底的なメスを加えて、そして経済の民主化をすることこそが、侵襲戦争の禍根を断ち、日本の平和的再建の基礎をつくるものであるといふようにわれ／＼は考へるのであります。こういうことをそのままにしておいて、もはや財閥の解体が行われたといふようなことは、まことにこれはそれ／＼しい認識であると考えるのであります。こういう見地から、むしろ私は本法律は今日の實情に即して改正され、そして財閥の勢力並びに独占資本の勢力を排除する方向に、一般の勢力を進める機会であると考へるにもかかわらず、その逆にこの法律を廃止するといふことに對しましては、わが党といひましては断じて賛成することができないのであります。以上をもちまして本法案に對する私の反対論を終ります。

達せられたのであります。今共産党の深澤君の言うごとくかりに百歩譲つて、財閥が解体されないか、あるいはまだ新しいそういう事案が生じておるといふような事実がかりにありといたしましても、これはまた別個の法律でこれを処置すればいいのであつて、この法律の廃止とまつたく別個の問題でありますから、今反対された理由は、この法律の廃止に對する理由としてはなつていないと考へます。

次に新聞出版用紙の割当に関する法律を廃止する法律案につきましては、これはもちろんそういうことを必要としなくなつた事態が生じたのでありますから、廃止するのが当然であります。

以上、自由党を代表して両法案に賛成の意を表します。

○八木委員長 これにて討論は終局いたしました。ただちに採決に入りたいと存じますが、御異議ありませんか。

【異議なしと稱ふ者あり】

○八木委員長 御異議なければさうに決し、これから採決に入ります。まず財閥同族支配力排除法を廃止する法律案を採決いたします。本案について賛成の諸君の御起立を願ひます。

【賛成者起立】

○八木委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。次に新聞出版用紙の割当に関する法律を廃止する法律案を議題とし、採決いたします。本案に賛成の諸君の御起立を願ひます。

【議員起立】

○八木委員長 起立議員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。以上によりまして、両法案に對する

第一類第一号 内閣委員會議録第二号 昭和二十六年十二月十三日

五

可決をいただきましたが、この両法案
に関する委員会の報告書の作成につ
きましては、委員長に御一任願います。
本日はこの程度にいたし、次会は公
報をもつてお知らせいたします。
これにて散会いたします。

午後零時八分散会

〔参照〕

財閥同族支配力排除法を廃止する法
律案（内閣提出）に関する報告書
新聞出版用紙の割当に関する法律を
廃止する法律案（内閣提出）に関する
報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕